

## 議題（2）

### 城陽市地域公共交通活性化協議会の設立予定について（報告）

#### 1. 趣旨

令和 8、9 年度での地域公共交通計画策定に向けて、計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 6 条に基づく法定協議会を令和 8 年度当初に設立する。

#### 2. 経過

地域公共交通計画の策定期間については、これまで、新名神高速道路（大津～城陽間）の建設及び（仮称）京都城陽プレミアム・アウトレットの開業による市内の人流や交通状況の変化を見るとともに、

都市計画の将来像である「都市計画マスタープラン」（令和 7 年度末改定予定）及び、居住機能や都市機能の立地、公共交通のあり方など、まちづくりを具体的にマネジメントする「立地適正化計画」（令和 7 年度末新規策定予定）との整合を図り、令和 7 年度以降の策定を目指していたが、

令和 6 年 1 2 月 2 4 日に NEXCO 西日本より「新名神高速道路（大津～城陽間）について、工事完了まで少なくとも 4 年以上、進捗によっては更に 1～2 年程度の期間を要する見込み」との発表があった。これに伴い、（仮称）京都城陽プレミアム・アウトレットの開業時期も遅れる見通しとなった。



これら状況を踏まえ、改めて計画策定期間については検討することとしていたが、現在住まれている市民に向けた地域公共交通の維持・確保や市全体における交通体系の検討を進めるため、令和 7 年度末に予定している立地適正化計画策定にあわせ、令和 8 年度から地域公共交通計画の策定に着手することとし、併せて法定協議会を設立する。

※地域公共交通計画とは

「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするマスタープラン（ビジョン+事業体系を記載）となるもの。

現状・問題点、課題の整理を踏まえ、地域公共交通ネットワークを一体的に形づくり持続させることを目的に、地域全体の公共交通等のあり方、住民・交通事業者・行政の役割を定めるものであり、地方公共団体が協議会を開催しつつ、交通事業者や公共交通の利用者等との協議の上で策定する。

（根拠法令：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項）

3. 法定協議会の設立予定

表1. 地域公共交通会議と法定協議会の違いについて

	地域公共交通会議	法定協議会
根拠法令	道路運送法施行規則 (第4条・第4条の2)	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第6条)
目的	地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保 その他の旅客の利便の増進を図るために 必要な一般旅客自動車運送事業及び自家 用有償旅客運送に関する協議を行う	地域公共交通計画の作成及び実施に関し 必要な協議を行う
協議対象となる 交通モード	バス・タクシー(乗合)、 自家用有償旅客運送	多様な交通モード(鉄軌道等も含む)
設置のメリット	会議で協議が調ったとき、下記等の特例 がある 【標準処理期間の短縮】 ・事業許可：3か月→2か月 ・路線延長認可(新規路線) ：3か月→1か月 等 【当該市内で完結する路線の休廃止】 ・通常6か月前届出→30日前届出に	計画策定等にあたり、国からの支援(補 助)を受けることができる ※国補助の対象は法定協議会 計画策定及び計画に位置付けた施策の実 施にあたって、関係者が一堂に会する場 で合意形成を図ることができ、事業を具 現化するための道路運送法上の手続きを 効率的に進めることができる

◆地域公共交通会議と法定協議会は、同じ“地域公共交通”を協議対象とする会議体

◆必要とされる委員構成もほぼ同様

➤ 規約に両機能を兼ねる会議体とする旨を規定し、現行の「城陽市地域公共交通会議」の委員を基本としつつ、法定協議会の構成員として必要な委員の追加等を行い、「城陽市地域公共交通活性化協議会」として法定協議会を設立する。

#### 4. 委員構成

法の規定に基づき、構成員として必須とされる委員を追加等するほか、高齢者団体の関係者や子育て世代の市民委員を新たに追加する。

- ・城陽市地域公共交通活性化協議会 委員名簿（案）・・・【資料 2-1】

#### 5. 規約等

現行の城陽市地域公共交通会議は、市の附属機関として「城陽市地域公共交通会議規則」に基づき運営しているところであるが、今後は外部組織として、予算も法定協議会で持つこととなるため、以下のとおり、法定協議会独自で規約等を定めることとなる。

- ・城陽市地域公共交通活性化協議会規約（案）・・・【資料 2-2】
- ・城陽市地域公共交通活性化協議会分科会規程（案）・・・【資料 2-3】
- ・城陽市地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）・・・【資料 2-4】
- ・城陽市地域公共交通活性化協議会財務規程（案）・・・【資料 2-5】

これらの規約等については、現時点での案であり、改めて令和 8 年度当初に開催する第 1 回法定協議会においてご承認いただき、制定する。

## 城陽市 地域公共交通計画策定 スケジュール（予定）

令和7年度		令和8年度						令和9年度				令和10年度
2月	○地域公共交通会議 R7第2回											○計画に基づく各種施策を進める
3月	○地域公共交通会議規則廃止（委員解職・解任）											
4月	○法定協議会委員就任依頼 ○法定協議会 R8第1回											
5月	○国庫補助金 交付決定											
6月	○プロポーザル審査委員会立ち上げ											
7月												
8月												
9月	○コンサルタント契約											
10月	○法定協議会 R8第2回											
11月												
12月	○ワークショップ											
1月												
2月	○法定協議会 R8第3回											
3月												
4月												
5月	○コンサルタント契約 ○国庫補助金 交付決定											
6月	○法定協議会 R9第1回											
7月												
8月												
9月												
10月	○法定協議会 R9第2回											
11月												
12月												
1月												
2月	○法定協議会 R9第3回											
3月	<b>地域公共交通計画 策定・印刷・公表</b>											

※業務の進捗状況等によって、工程は変わる可能性あり

### 6. 今後のスケジュール（予定）